# 住宅用火災警報器等の設置に伴う 確認申請について

消防法及び静岡市火災予防条例の一部改正が行われ、一般住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務化されました。住宅の建築確認申請を提出される場合には 下記のことを確認、記載していただくようお願いします。

1 施行期日新築住宅平成 18 年 6 月 1 日以降工事に、着手する建築物。既存住宅平成 21 年 5 月 31 日までに、設置してください。

#### 2 対象となる建築物

- ① 戸建住宅
- ② 併用住宅(住宅部分)
- ③ 自動火災報知設備を設置いていない共同住宅

## 3 設置場所

- ① 寝室 普段就寝に使われる部屋に設置します。
- ② 階段 寝室がある階(1階を除く)の階段最上部に設置します。
- ③ 3 階建て住宅の場合
  - イ 寝室のある階から2つ下の階(1階)の階段」に設置します。
  - ロ 寝室が1階だけにある場合には、居室がある最上階の階段に設置します。
- ④ その他
  - イ ①、②、③で警報器を設置する必要がなかった階で就寝に使用しない居室(面積 $7 \,\mathrm{m}^2$ )が $5 \,\mathrm{室}$ 以上ある階の場合には、廊下に設置します。
  - ロ 台所の設置は努力義務です。

#### 4 取付け位置

- ① 警報器の中心を壁から 0.6m以上離して取付けます。
- ② 梁などがある場合は梁から 0.6m以上離して取付けます。
- ③ エアコンなどの吹き出し口がある場合には吹き出し口から 1.5m以上離して取付けます。
- ④ 警報器の中心が 0.15 から 0.5m以内の位置に取付けます。

## 5 建築確認申請書、添付図書について

- I. 建築確認申請書には第四面の【8. 建築設備の種類】欄に、完了検査申請書には第四面の備 考欄に、「住宅用火災報知器」若しくは「住警器」又は「住宅用火災警報設備」若しくは 「住警設」と記載してくだい。(記載例)
- II. 平面図には「住警器」若しくは「住警設」等の文字表記、又は設計士が住警器等と認識する任意の「図示記号」で平面図上の位置を記載してください。

### 6 問合せ先

建築確認申請の記載に関する問合せ先建築部建築指導課054-221-1259住宅用火災警報器等に関する問合せ先消防局消防部査察課054-280-0144

【1. 番号】									
■ ~ ·   □ · · · · ·									
【2. 用途】(区分	)								
(区分	)								
(区分	)								
(区分	)								
(区分	)								
【3. 工事種別】 □新築 □増築	□改築□移	転 □用途変更	□大規模の修繕	□大規模の模様替					
【4. 構造】	造	一部	造						
【5. 耐火建築物】									
【6. 階数】									
【イ. 地階を除く階	一数】								
【中. 地階の階数】	<u>-</u>	【9 建築製	✓ → →   □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	子文田小					
【ハ.昇降機塔等の	··· · · -		対解り種類】懶に「 若しくは「住警器」	,					
【二. 地階の倉庫等	:の階の数】(		名しくな E aill'」 B知設備」若しくは「	· · · · · )					
【7. 高さ】 【4. 最高の高さ】			こください。	)					
【1. 取向の向さ】	i <b>ż1</b>								
【8. 建築設備の種類									
【9. 確認の特例】	<u> </u>								
	6条の3第1項	の規定による確	認の特例の適用の	有無】□有 □無					
【ロ. 適用があると	【1. 適用があるときは、建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分】								
			第	号					
		2第1号又は第1	2号に掲げる建築物	加に該当するときは,					
当該認定型式	· · · · · <del>-</del>	では、1年1年1年7年2月日	;┰┲║ <del>╶╏</del> ╈╓┼┼┢╸/┍╒╁╵	ないない はままで はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ					
番号】	表 00 采♡ 20 <b></b>	. 垻に掬ける祕語	正空八部州 寺に該=	19 のとされ、   10 秘証					
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	請以外の部分 ) (	A =1 \					
	(由請部)			会計 )					
【10. 床面積】 【7. 階別】(	(申請部)	) (	) (	合計 ) )					
【イ. 階別】(	(申請部) 階) ( 階) (	) ( ) (	) (	合計 ) ) )					
【イ. 階別】(	階) (	) ( ) ( ) (	) (	合計 ) ) ) )					
【4. 階別】( ( ( (	階) ( 階) ( 階) ( 階) (	) (	) (	合計 ) ) ) ) )					
【1. 階別】( ( ( ( (	階) ( 階) ( 階) ( 階) ( 階) (	) ( ) ( ) ( ) (	) ( ) ( ) ( ) (	合計 ) ) ) ) ) )					
【4. 階別】( ( ( ( ( (	階) ( 階) ( 階) ( 階) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) (	合計 ) ) ) ) ) ) )					
【4. 階別】( ( ( ( ( ( 【p. 合計】	階) ( 階) ( 階) ( 階) ( 階) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	合計 ) ) ) ) ) ) )					
【4. 階別】( ( ( ( ( 【p. 合計】 【11. 屋根】	階) ( 階) ( 階) ( 階) ( 階) (	), ( ) ( ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	合計 ) ) ) ) ) ) )					
【1. 階別】( ( ( ( ( ( ( ( ( 11. 屋根】 【12. 外壁】	階) ( 階) ( 階) ( 階) ( 階) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	合計 ) ) ) ) ) ) )					
【4. 階別】( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	階) ( 階) ( 階) ( 階) ( 階) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	合計 ) ) ) ) ) ) )					
【4. 階別】( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	階) ( 階) ( 階) ( 階) ( 階) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	合計 ) ) ) ) ) ) )					
【4. 階別】( ( ( ( ( 【p. 合計】 【11. 屋根】 【12. 外壁】 【13. 軒裏】 【14. 居室の床の高さ 【15. 便所の種類】	階) ( 階) ( 階) ( 階) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	合計 ) ) ) ) ) ) )					
【4. 階別】( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	階) ( 階) ( 階) ( 階) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	合計 ) ) ) ) ) ) )					

## (記載例)

工事監理の状況照合結果

工 事 皿 土 ッ ツ	八九思日阳木					
	確認を行つた 部位,材料の種 類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容 について設計者 に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には 建築主に対して行 つた報告の内容)
敷地の形状,高さ,衛生及び安全						
主要構造部及び主 要構造部以外の構 造耐力上主要な部 分に用いる材料(接 合材料を含む。)の 種類、品質、形状及						
主要構造部及び主 要構造部以外の構 造耐力上主要な部 分に用いる材料の 接合状況,接合部分 の形状等						
建築物の各部分の位置,形状及び大きさ						
構造耐力上主要な 部分の防錆, 防腐及 び防蟻措置及び状 況						
居室の内装の仕上 げに用いる建築材料の種別及び当該 建築材料を用いる 部分の面積						
天井及び壁の室内 に面する部分に係 る仕上げの材料の 種別及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ				5 () #6 EE		
建築設備に用いる 材料の種類並びに その照合した内容, 構造及び施工状況 (区画貫通部の処 理状況を含む。)	~	「住宅用火災警報器 「住宅用火災報知説 長記し 設置場所、 載してください。	と備」 若しく	は「住警設」。	<u>ک</u>	
備考						,